



川 越

広報

■発行所 川越市役所

■電話 川越/0492・24-8811(代)

■発行人 川越市長 加藤 瀧 二

■編集 企画財政部企画課

同和問題に一層のご理解を

川越市長 加藤 瀧 二

同 和 問 題



同和問題は、国の同和对策審議会の答申の中では、次のように述べられております。「日本社会の歴史的發展の過程において形成された身分階層の構造に基づく差別により、日本国民の一部の集団が経済的、社会的、文化的に低位の状態におかれ、現代社会においても、なおいぢるしく基本的人権を侵害され、とくに、近代社会の原理として何人にも保障されている市民的権利と自由を完全に保障されていないという、もっとも深刻にして重大な社会問題である。」さらに同答申は、「近代社会における部落差別とは、市民的権利、自由の侵害にほかならない。市民的権利、自由とは、職業選択の自由、教育の機会均等を保障される権利、居住および移転の自由、結婚の自由などであり、これらの権利と自由が同和地区住民にたいしては完全に保障されていないことが差別なのである。」と述べています。

この同和对策審議会の答申に基づき、昭和四十四年七月「同和对策事業特別措置法」が制定されました。この法律によって、同和問題の解決は、国の行政的責務であり、

同時に国民的課題であることが明確になりました。すなわち、同法第三条は「すべて国民は……同和对策事業の円滑な実施に協力するように努めなければならない」とし、第四条では、「国及び地方公共団体は、同和对策事業を迅速かつ計画的に推進するように努めなければならない」と規定しております。

同法の制定以後、同和地区の実態的差別としての劣悪な生活環境等を改善するための各種の事業や、就職、結婚等における心理的差別解消のための啓蒙、啓発活動や、各種の講演会、研修会などが行われ、今日に至っております。

市の取り組み

そこで川越市におきましては、「同和对策事業特別措置法」に基づき、昭和四十五年より同和地区の道路、下水道の整備等、生活環境改善事業を実施し、同和行政を市政の重点施策の一つとして位置

づけ昭和四十九年一月、市役所に同和对策審議会および同和对策室を設置して、実態的差別の解消に向けて努力してまいりました。しかし、実態的差別としての生活環境を改善しただけでは真の部落差別の解消にはなりません。依然として根強く残っているといわれる心理的差別の解消が何よりも大切であると考えられます。

そのため、本市におきましては、昭和四十九年度「同和問題をみんなで考えよう」、五十年「差別の現状を正しく知ろう」、五十一年度「差別解消はみんなの手で」、五十二年「人権尊重の明るい社会を」、五十三年「差別の中に生き続けて」の同和シリーズを広報川越に連載するほか、昭和五十三年三月には同和問題特集号を発行するなど、啓蒙啓発活動にも力を入れてまいりました。

また、昭和四十四年度より学校教育においても、すべての教職員が、同和問題についての研修に取り組み、教育目標、教育課程の中

に、明確に位置づけ、実践を着実に推進しておりますが、同和教育は学校、家庭との調和が何よりも必要であり、社会同和教育の充実をはかるため、公民館の「老人学級」「お母さん教室」等の各種講座の中に同和問題を正しく位置づけるとともに、市主催の同和問題講演会、同研修会等を開催し、広く市民にご理解を深めていただいております。

同特法が三年延長

同和对策事業特別措置法は、十年の時限立法で今年度が最終年に当ります。幸いこの特別法は三年の延長となりましたので、この時にあたり、昭和四十九年から広報に掲載してまいりました被差別部落の歴史をまとめて、総集編を発行することいたしました。

市民の皆様には、もう一度本編をお読みいただき、本問題に対する一層のご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

歴史シリーズの総集編

係 考

このようなアンパランスを解消すればよろしいのですが、紙面の都合もあって、

この特集号は、市長あいさつの中にもありますように、かつて広報川越に掲載した被差別部落の歴史シリーズの総集編です。このシリーズは、「同和問題をみんなで考えよう」というタイトルで、昭和四十九年四月二十五日号から昭和五十年三月二十五日号まで二十三回にわたって連載しました。原始時代からはじまって水平社

の結成で終わったわけですが、今回の総集編では、被差別部落がくられる前の時代は省略して、近世封建社会の成立から取り上げることにしました。また、連載中は、途中から読んでもわかるようにするため、毎回一つの話が完結するよう心がけま

したので、ときによって簡略になったりくわしくなったりするアンパランスが生じました。したがって、適当な加除を行ってこのようなアンパランスを解消すればよろしいのですが、紙面の都合もあって、一部手直しする程度にとどめました。大方のご批判をいただければ幸いです。

同和問題を みんなで考えよう

被差別部落の生い立ち

人間が人間を支配し、差別するようになったのは、いつごろからのことでしょうか。それは人類の歴史からみれば、決して古いことではありません。

日本の国で差別が始まったのは今から二千年くらい前のことです。現在の被差別部落の起源は、戦国時代の末期から江戸時代の初期にかけてのころに始まります。

近世封建社会の成立

一世紀にわたる戦国時代の争乱も、有力大名による統一が進んでいってしまえば、十六世紀の終りから十七世紀の始めにかけて、新しいしくみの近世封建社会が生まれることになりました。天下統一の仕事は織田信長によって始められ、豊臣秀吉によって完成されましたが、さらに徳川家康に引き継がれてゆきぬきぬきにされました。一六〇三年、将軍となった家康は江戸に幕府を開き全国の大を支配する中央集権的な体制をつくり上げましたが、大名にはそれぞれ自分の支配する「藩」という領地と領民を与えました。このしくみは徳川幕藩体制と呼ばれるものです。

幕藩体制と身分制度

この体制は、武士階級が農民階級と町民階級を支配するもので、

身分制度のねらい

秀吉・家康はもとより、新興大名のほとんどは、地方の小豪族や庶民の出身で、戦国期の混乱に乗じて実力で支配者の地位を勝ちとっただけに、民衆の力がどれほど強いものかじゅうぶん知っていました。そこで彼らは権力の座をしめるとすぐに、民衆を押さえつける手段を考えました。

武力の独占や積極的な新政策もそのあらわれだったのですが、何

身分制度のはたらき

次に、徳川幕府の政策のためにつくられたこの身分制度が、どのような生い立ちをもつてつくられた新しい社会秩序だったのです。

このかかえてみましょう。

被差別階級のなかで、農民は一番上位におかれましたが、これは農民の数が当時の全人口の八十割以上を占め、圧倒的に多かったことと、支配階級である武士の財政をまかなう大切な年貢(ねんぐ)の負担者だったからです。

農民は、全収穫の半分近くを年貢として差し出さなければならなかった(はじめ四公六民といわれて四割の税率でしたが、のちに五公五民に引き上げられました)。ので、非常に苦しい生活でした。しかし、武士の生活を支える農民に対する統制はきびしく、土地売買を禁止し、作物の種類も制限し、さらに「慶安の御触書(おふれがき)」にみられるように、「朝おきして草を刈り、昼は田畑の耕作にかかり夜はなわをない俵をあむなどしてつとめよ」、「酒や茶を買わない」と日常生活にまで干渉しました。

こうした「生かさず殺さず」の政策で、ぎりぎりにはばられた農民を、身分的に上位におくことにより、「おれたちは町人などより

賤民にされた人々

それでは、このようにきびしい身分制度の支柱としておかれた人々、非人という賤民身分に、どういう人たちがされたのでしょうか。

賤民の仕事

賤民身分に編入された人々は、特定の仕事にすることを強要されそれ以外の仕事に変わることは厳しく禁じられました。ここで、誤解をさけるためにも一度くり返しておきますが、近世の賤民というのは、人々に知られたいやしられた仕事に親子代々たずさわっていたためにいつとなく世間からうとんじられ差別されるようになったのではなく、幕藩政権が民衆を分裂支配するために、政策的な意図から強制的につくり出したものなのです。そしてその際に、職業の制限を行ったので、以後賤民身分と特定の仕事との関係が生まれ固定化されるようになったもの

たまたま徳川時代の始めに、何かの理由でこのような仕事にたずさわらざるをえなかった人々が、幕藩支配者によって、強制的に賤民身分に編入されたケースが多いようです。

皮はぎ、革細工、竹細工など手工業の製造や販売にたずさわっていた人々、あるいは行刑・清掃・土木その他の雑役の労働についていた人々の一部がえたの身分に編入され、唱問師・役者など雑芸人や呪術・遊行(ゆうぎょう)の仕事をしていた人々の一部が非人の身分に編入されていたとみられています。また、浮浪人や心中に失敗した男女、あるいは罪人などが

人間が人間を支配し、差別するようになったのは、いつごろからのことでしょうか。それは人類の歴史からみれば、決して古いことではありません。

なかまはずれをなくし
なんでもたべて
元気な子どもになろう

中央小2年
はた みゆき

わたしは、今年二年生です。クラスのおともだちは、男の子十九人と女の子十七人です。みんな一年生のときからのおともだちです。休み時間には、みんなが元気でたのしくドッチボールをしたり、サッカーをしたりしてあそびます。わたしはこの時間が大好きです。でも、みんながたのしくあそんでいるのに、いつもなかまに入らないで一人であそんでいる子がいます。どうして一人であそんでいるのだらうかと、ふしぎにおもっ

たことがいくどかあります。みんなであそんでいるときに、「入れて。」といってくれればいいのにな、といつもわたしはおもっていました。わたしは、一人であそんでいるとんだかつまらないので、みんながボールをいれてあげれば、「いっしょに入れて。」といって入れてもらったことがたくさんあります。やってきた人もいやだといわないうで入れてくれます。でも、その子は、一人であそ

んでいるほうがいいのかなとも、おもいます。わたしは、なんどいっしょにあそぼうと、こえをかいたことがあります。クラスのほかの人たちも、その子が一人ぼっちなのをいっしょにしないでとつたよくしてあそぶようにして、だんだんいっしょになかまに入ることがとてうれしかったです。それから、きゅうしよくのこと

ややさいをひと口もたべない人がいます。きゅうしよくセンターのおばさんたちが、いっしょけんめいにつくってくれるのですからのこさないようにしないとつたいないとおもいます。きゅうりやグリーンピースがたべられない人がいますが、わたしは、はじめはピーマンがたべられませんでした。はじめのころは、かまわないのでこんでしまいました。今はちゃんとたべられます。その人たちもみこんでしまえば、だんだんたべ

られるようになっていくとおもいます。まわりの人たちも、これからは「おいしよ。」とかいって、たべられない人が、たべられるようにしてあげればいとおもいます。

そして、わたしはクラスせんいんが、これからはみんなでなかよくあそび、きゅうしよくも、なんでもたべられるように、きゅうりよくしあつて、たのしいクラスにしたいとおもいます。



賤民に強要された仕事のうち、代表的なもの一つは、皮革製造でした。

戦争が絶え間なく行われた戦国時代には、武器の調達は大名にとって非常に重要な問題でした。そこで、駿河の今川氏、甲斐の武田氏、関東の北条氏などは、領内の皮革生産を統制し製品を調達しやすくなるために、皮細工の職人たちを城下の一定地域に住まわせ、他の場所へ移ったり、仕事を変えたりすることを禁止する方針を一部とりはじめていました。

徳川幕府は、このような政策をおし進め、身分制度をつくり上げたとき、全面的に皮革生産の仕事

を賤民に割り当てました。またそのために、死牛馬の処理を一手ににぎらせるようにしました。

また、皮革製造と並ぶもう一つの重要な仕事に、司法警察に関するものがありました。

賤民部落のなかには「役人村」といわれるものがあり、周辺の警備や巡回、罪人の逮捕や護送、牢番刑罰の執行などにあたると、農民が騒ぎを起しそうな不穏な動きがあると、それを探索するスパイ役なども命じられました。

関東地方の部落の多くは長吏部落だといわれています。長吏とい

うのは、もともとは国守の支配下に属して警察事務をつかさどり、民衆から尊敬された役職だったのが、その後政権の移り変わりによって、徳川幕藩体制の身分制度下において、同じ職名で街道の警固役として置かれたものです。

これらの警察的な仕事を与えられたことが、部落に対する民衆の嫌悪感や差別感をかきたてるのに大きな役割を果たしたのです。

したがって、部落の置かれた場所の多くは、農工商が住まない、あるいは住みながら立地条件の極めて悪いところでした。川のほとり、川口、排水の悪い低湿地、山かけ、谷間、傾斜地などがそれです。

このような居住地域の制限という幕府のしめつけ政策が、部落の人たちを、劣悪な生活環境下で長い間苦しめてきたことは、同和对策審議会の答申でも指摘しているところですし、また県で製作した映画「差別人間であること」などを見てもよくわかります。

川越市同和对策審議会

川越市の同和对策事業を推進するため、市長の諮問機関として置かれています。

委員は、市議会議員、農業委員会委員、社会教育委員、民生児童委員、同和地区代表、自治連合会役員、教育長、小・中・高等学校校長、知識経験者の中から市長が委嘱しますが、現在二十人の方が委員として活躍しています。

中世の賤民は、公的な制度としておかれたものではありません。したがって職業や居住地についての制約があったわけではなく、自分の意志一つで自由に変えることができたので、かなり流動的でした。さらに、戦国時代の下剋上の大波に洗われて、古い秩序がくずれ去るとともに、賤民的な人たちが消滅状態になりました。

したがって、中世の賤民がそのまま徳川時代の賤民にされたとする説が誤りであることは明らかです。

また、平家の落人(おちうと)とか戦国時代の落武者などの説があります。たしかに、賤民のたばねをする賤民頭の中には、浪人や転落した土豪など武士社会の枠からはみ出した人がかなりいたことは事実のようですが、えた・非人全体からみればその数はわずかで、これをもって体系的に近世賤民の前身とするのは、やや疑問のようです。

前近代の社会では、職業による

同和問題をみんなで考えよう

封建体制の崩壊と解放令

賤民解放論

封建時代には、支配者が絶対的な権力を持っていて、一般の人々は政治について自分の意見を自由に言うことはできませんでした。しかし幕末になると、尊王攘夷論(そのうじょういりろん)天皇をうやまい、外国人をしめ出そうとする考え)が倒幕思想と結びつくなど、幕藩支配体制への批判が高まる中で、人間はもとより平等だ」という考えに目ざめて、人間を人間として扱わない身分制度を非難し、賤民解放論となえる人々が出てきました。

その代表的なものは、加賀藩の千秋藤篤(せんしゅうふじあつ)「一八一五(一六四四年)です。彼は、「治機多議(えたをささむるのぎ)」の中で、次のような考えを述べています。

「えはは民籍に加えられず、人のきらう特定の仕事しか与えられないうで、着物がふれただけでもけらわしいといつていやしめられてはいる。しかし、この世で人間ではないものは、鳥やけものか草木・土石だけで、人間の体をしたけものなどあるはずがない。西洋にはこのように非人間的な差別身分はないのに、わが国にあるのは不合理だ。また、異民族説や職業起源説に立つて彼等をうとんじるのは誤りである。このまま放つておいては不満が爆発して大変なことになるかもしれないから、一日も早く彼等に土地と家を与え農民にもどすべきだ。

このように差別をなくして、すべての人が仲良く協力してやってくることが、国全体の利益にもつながることだ。

彼は加賀藩の下級武士に過ぎませんでした。が、広い意味では武士という支配階級に属してしまっていたのはやむをえないかもしれせん。しかし、賤民に対する偏見、誤解を排して、人間平等の思想を強く主張していることは、当時としてはレベルの高いすぐれた解放論だと言つてよいでしょう。

彼の主張がこの時代の人々にどれほどの影響を与えたかはつきりしません。しかしその後まもなく明治維新を迎え、新政府がつくった公議所で賤民身分の改革問題がとりあげられたとき、各藩から出た議員の多くは、彼と似たような意見を述べたため、やがて身分解放令が公布されることになったことから考えても、解放の先駆的な役割を果たしたことは確かです。

幕末から明治維新へ

長い閉鎖国政策をとり続けた幕府も、海外に市場を求めてアジア各地に進出してきたアメリカや西欧諸国などの強い要求で、ついに

開国せざるを得ないことになりました。一八五四年(安政元年)の日米和親条約から、外国に対する封建制のとりでがまずくずれ去ったのです。

この開国をきっかけに、幕府の政策に対する批判が強くなりました。幕府を守ろうとする勢力と倒幕勢力とは激しい争いをくり返しましたが、薩長同盟(薩摩藩と長州藩の同盟)の成立によって倒幕の気運は急速に高まり、ついに一八六七年(慶応三年)十月、將軍慶喜(よしのぶ)は大政奉還をし、政権を朝廷に返しました。

身分解放令

徳川幕府が崩壊して明治新政府が誕生すると、それまでの制度やきまりは次々に改められて、近代化がはかられました。

政府は一八六九年(明治二年)、公卿(くぎょう)と諸大名を華族、武士を士族と卒(そつ)明治五年に全部士族と平民に編入されたためなくなり、農工商を平民とする身分制度の改革を行いました。が、賤民はもとのままでした。

翌年の一八七〇年(明治三年)、出石藩出身の公議所議員加藤弘蔵(弘之)は、「非人種多御廃止の儀」を政府に建議しました。彼は、人はみな平等の権利があるとする天賦人權説から、えた・非人を入外の人として扱う身分制度を批判し、賤民解放を主張したのでした。

新しい身分差別

また、一八七一年(明治四年)には土佐藩出身の民部省役人大江卓が、人道主義的な立場から、単にえた、三男や女子は、労働条件が悪くても、また賃金が安くても文句をいわずに働く、資本家にとってはまことに都合の良い働き手でした。

こうして安い労働力のプールのしずめの役割を果たしたのが部落の人々だったのです。

前に述べたように、職業上の特権取り上げや新しい負担が加わったことで、明治になって一層生活が苦しくなつて部落の人々は、何とか生きて行くために、他の労働者が敬遠するような条件の悪い危険な職場でも、働き口を求めないわけにはいきませんでした。その代表的なものは炭鉱とかマッチ工場などでした。

しかし、この時から完全な四民平等が実現したわけではありませぬ。たしかに、支配者と被支配者とは分けられ、職業や居住地などの厳しい制限を伴つた封建的な身分制度はなくなり、華族、士族、平民という新しい身分が設けられたことは、また新しい差別を生むことになりました。

また、解放令の出された翌年の一八七二年(明治五年)に壬申(にしん)戸籍と呼ばれる日本ではじめての統一の戸籍がつくられました。この中で、賤民だった人たちは「新平民」と記載されたために、その後も教育、就職、結婚などでさまざまな差別を受け続けることになりました。

明治二十年代から日本の資本主義が驚異的なスピードで発達したのは、政府の強力な保護育成政策とか戦争による海外市場獲得とか物が言ったのはたしかですが、何といつても一番大きな理由は、安い豊富な労働力に恵まれたことです。部落の人々をテコにしたがら貧農を犠牲にして、日本の資本主義は太つていったと言つてもよいでしょう。

この当時の労働者階級のみじめ

百年もの間、どんなにこの人達に重荷を背負わせてきたことだろう。生きる望みを失つたり、一生がめぢやめぢやになった人もいます。

私達の身のまわりには、こうした悲しい差別の他に、日常的な差別がある。そして、必ず差別するがわと差別されているがわとがある。

解放令と経済保障

身分解放令が形式的なもので、本当の賤民解放につながらなかつたもう一つの大きな理由は、人間らしい生活を保障する経済的な裏づけが何一つされなかつたことからです。

明治政府は、支配階級だった武士などには秩祿処分(ちつろくしよぶん)武士身分からの退職一時金のようなもの)といわれる総額二億円近い補償金を支払いました。これは現在のお金におおすと、五、六兆円という膨大な額になります。もつとも、分け前の少ない下級武士は、これを元手にはじめた事業などに失敗して、またたく間に使い果してしまふ人が多かったのですが、多額の補償金を手にした公卿や大名などは、資本家になったり地主になったりして、新しい資本主義社会の支配者としてはぶりをきかせるようになった人が少なくありませんでした。

ところが解放令は出されても、旧身分制度のいちはんの犠牲者であり、勸業資金や生活改善資金などを誰よりも必要とした部落の人々には、国は全く援助の手をさしたるべませんでした。

限定された職業、しかもその大部分は雑業と呼ばれる不安定な職業で、そこから抜け出そうとしても、経済的な裏づけがないためにそれもできず、貧しさから解放されなかつたことが、のちのちまで差別を温存する一因だったといえるでしょう。

職業の自由と特権取り上げ

このように、職業の自由は建前としては非常に結構なことでしたが、実際には、部落の人々にとって職業選択の門戸を解放する結果にならなかつたばかりか、逆に門戸をせばめることになりました。

というのは、徳川幕藩体制の下で強制されていた死牛馬の処理は一方では部落の生活を支える重要なしごとになっていたので、職業の解放が行われ、死牛馬はその所有者が自由に処分してよいとされたことは、部落の特権的な職業を取り上げる結果になってしまったのです。さらに、これと深いつながりをもつ皮革業も、大手資本が進出するにつれてしだいに圧迫され、明治後年には、ほとんどが零細な下請業者になってしまいました。

また、司法警察の末端のしごと、近代的な司法警察制度の確立とともに、部落の人々の手から離れていったのです。

新しい負担

このように、生活を支える大切なしごとが取り上げられる結果になつたばかりではなく、新しい負担が加わつて、部落の人々の生活は一層苦しくなりました。

新しい負担というのは、兵役・納税・教育の義務です。

明治政府は、欧米諸国の圧迫をねのけ、これらと肩を並べられ

安い労働力

原料資源が乏しく、これらを外国からの輸入にたよらざるをえない日本が、外国との競争に打ち勝つて資本主義国として大きく発展して行くためには、安い製品をたくさんつくつて輸出をさかんにしなければなりません。安いコストで製品をたくさんつくるには、安くて豊富な労働力が必要だったことはいまでもありません。その供給源が農村だったのです。食うに困つた貧しい農家の二

人権、この言葉の意味を知っている人は、たいへん多いと思う。人権の尊重ということが法律にもある。しかし、差別というこぼの意味を本当に理解している人はどのくらいいるだろうか。おそらく少ないことであらう。人権と差別の関係は、深いものであるのにおかしな現象である。

辞書には、差別ということばが「ちがいをつけること、区別」と、書かれている。しかし、こ

差別をなくそう

霞ヶ関中二年 植田清美

無意識のうちに犯している最も愚かた、最も許されぬ差別である。中学一年生の時に学んだその差別の実態は、口では言いつくせぬ悲惨なものだった。部落出身というこぼ、結婚もできないし、いくら能力があつても職につけない。苦しさは想像以上のものにちがいない。「部落」という言葉が、何

な状態をよく表わした話に、紡績工場働く女工の姿をとらえた女工哀史(あいにし)があります。参考までに彼女等の状態を簡単に紹介しておきましょう。

明治三十年ごろの女工の労働時間は普通十四時間で、ひどいところは十八時間というのもありました。賃金はこんなに長時間働いても二十銭、三十銭で、食費分として七、八銭差し引かれると、残りはやつと米一升分(当時は米一升が約十五銭ほどでした。麦飯とたくあん、粗末な食事に、鉄格子のついた宿舎は、監獄よりもなおつらい)と女工小唄にうたわれたほどです。

差別は解消されない。人類は進歩した。しかし、太古のように、みんなで協力し平等であった生活は、どこかに置き忘れてきてしまった。進歩することはもちろんよいことだ。しかし、進歩そのものが、人間としての最も大切なものを失わせたとしたら、それは、ほんとうの進歩だろうか。

人権の尊重、この言葉の持つ響きは重い。そして、私達はこれを守りぬいていかなければならない。その道が、いくら険しくても、差別することはいけません。と、すべての人がわか

る。そして、いつもはつきりしていることは差別されている人々には、何の罪もないということだ。人間は生まれながらにして平等である。それにもかかわらず、差別という事実があることは、私達に与えられた道である。それが、今まで、いわれなき差別をしてきた人々の役目だと考える。

同和問題をみんなで考えよう

封建体制の崩壊と解放令

賤民解放論

封建時代には、支配者が絶対的な権力を持っていて、一般の人々は政治について自分の意見を自由に言うことはできませんでした。しかし幕末になると、尊王攘夷論(そのうじょういりろん)天皇をうやまい、外国人をしめ出そうとする考え)が倒幕思想と結びつくなど、幕藩支配体制への批判が高まる中で、人間はもとより平等だ」という考えに目ざめて、人間を人間として扱わない身分制度を非難し、賤民解放論となえる人々が出てきました。

その代表的なものは、加賀藩の千秋藤篤(せんしゅうふじあつ)「一八一五(一六四四年)です。彼は、「治機多議(えたをささむるのぎ)」の中で、次のような考えを述べています。

「えはは民籍に加えられず、人のきらう特定の仕事しか与えられないうで、着物がふれただけでもけらわしいといつていやしめられてはいる。しかし、この世で人間ではないものは、鳥やけものか草木・土石だけで、人間の体をしたけものなどあるはずがない。西洋にはこのように非人間的な差別身分はないのに、わが国にあるのは不合理だ。また、異民族説や職業起源説に立つて彼等をうとんじるのは誤りである。このまま放つておいては不満が爆発して大変なことになるかもしれないから、一日も早く彼等に土地と家を与え農民にもどすべきだ。

このように差別をなくして、すべての人が仲良く協力してやってくることが、国全体の利益にもつながることだ。

彼は加賀藩の下級武士に過ぎませんでした。が、広い意味では武士という支配階級に属してしまっていたのはやむをえないかもしれせん。しかし、賤民に対する偏見、誤解を排して、人間平等の思想を強く主張していることは、当時としてはレベルの高いすぐれた解放論だと言つてよいでしょう。

彼の主張がこの時代の人々にどれほどの影響を与えたかはつきりしません。しかしその後まもなく明治維新を迎え、新政府がつくった公議所で賤民身分の改革問題がとりあげられたとき、各藩から出た議員の多くは、彼と似たような意見を述べたため、やがて身分解放令が公布されることになったことから考えても、解放の先駆的な役割を果たしたことは確かです。

幕末から明治維新へ

長い閉鎖国政策をとり続けた幕府も、海外に市場を求めてアジア各地に進出してきたアメリカや西欧諸国などの強い要求で、ついに

開国せざるを得ないことになりました。一八五四年(安政元年)の日米和親条約から、外国に対する封建制のとりでがまずくずれ去ったのです。

この開国をきっかけに、幕府の政策に対する批判が強くなりました。幕府を守ろうとする勢力と倒幕勢力とは激しい争いをくり返しましたが、薩長同盟(薩摩藩と長州藩の同盟)の成立によって倒幕の気運は急速に高まり、ついに一八六七年(慶応三年)十月、將軍慶喜(よしのぶ)は大政奉還をし、政権を朝廷に返しました。

身分解放令

徳川幕府が崩壊して明治新政府が誕生すると、それまでの制度やきまりは次々に改められて、近代化がはかられました。

政府は一八六九年(明治二年)、公卿(くぎょう)と諸大名を華族、武士を士族と卒(そつ)明治五年に全部士族と平民に編入されたためなくなり、農工商を平民とする身分制度の改革を行いました。が、賤民はもとのままでした。

翌年の一八七〇年(明治三年)、出石藩出身の公議所議員加藤弘蔵(弘之)は、「非人種多御廃止の儀」を政府に建議しました。彼は、人はみな平等の権利があるとする天賦人權説から、えた・非人を入外の人として扱う身分制度を批判し、賤民解放を主張したのでした。

新しい身分差別

また、一八七一年(明治四年)には土佐藩出身の民部省役人大江卓が、人道主義的な立場から、単にえた、三男や女子は、労働条件が悪くても、また賃金が安くても文句をいわずに働く、資本家にとってはまことに都合の良い働き手でした。

こうして安い労働力のプールのしずめの役割を果たしたのが部落の人々だったのです。

前に述べたように、職業上の特権取り上げや新しい負担が加わったことで、明治になって一層生活が苦しくなつて部落の人々は、何とか生きて行くために、他の労働者が敬遠するような条件の悪い危険な職場でも、働き口を求めないわけにはいきませんでした。その代表的なものは炭鉱とかマッチ工場などでした。

しかし、この時から完全な四民平等が実現したわけではありませぬ。たしかに、支配者と被支配者とは分けられ、職業や居住地などの厳しい制限を伴つた封建的な身分制度はなくなり、華族、士族、平民という新しい身分が設けられたことは、また新しい差別を生むことになりました。

また、解放令の出された翌年の一八七二年(明治五年)に壬申(にしん)戸籍と呼ばれる日本ではじめての統一の戸籍がつくられました。この中で、賤民だった人たちは「新平民」と記載されたために、その後も教育、就職、結婚などでさまざまな差別を受け続けることになりました。

明治二十年代から日本の資本主義が驚異的なスピードで発達したのは、政府の強力な保護育成政策とか戦争による海外市場獲得とか物が言ったのはたしかですが、何といつても一番大きな理由は、安い豊富な労働力に恵まれたことです。部落の人々をテコにしたがら貧農を犠牲にして、日本の資本主義は太つていったと言つてもよいでしょう。

この当時の労働者階級のみじめ

百年もの間、どんなにこの人達に重荷を背負わせてきたことだろう。生きる望みを失つたり、一生がめぢやめぢやになった人もいます。

私達の身のまわりには、こうした悲しい差別の他に、日常的な差別がある。そして、必ず差別するがわと差別されているがわとがある。

職業の自由と特権取り上げ

このように、職業の自由は建前としては非常に結構なことでしたが、実際には、部落の人々にとって職業選択の門戸を解放する結果にならなかつたばかりか、逆に門戸をせばめることになりました。

というのは、徳川幕藩体制の下で強制されていた死牛馬の処理は一方では部落の生活を支える重要なしごとになっていたので、職業の解放が行われ、死牛馬はその所有者が自由に処分してよいとされたことは、部落の特権的な職業を取り上げる結果になってしまったのです。さらに、これと深いつながりをもつ皮革業も、大手資本が進出するにつれてしだいに圧迫され、明治後年には、ほとんどが零細な下請業者になってしまいました。

また、司法警察の末端のしごと、近代的な司法警察制度の確立とともに、部落の人々の手から離れていったのです。

新しい負担

このように、生活を支える大切なしごとが取り上げられる結果になつたばかりではなく、新しい負担が加わつて、部落の人々の生活は一層苦しくなりました。

新しい負担というのは、兵役・納税・教育の義務です。

明治政府は、欧米諸国の圧迫をねのけ、これらと肩を並べられ

安い労働力

原料資源が乏しく、これらを外国からの輸入にたよらざるをえない日本が、外国との競争に打ち勝つて資本主義国として大きく発展して行くためには、安い製品をたくさんつくつて輸出をさかんにしなければなりません。安いコストで製品をたくさんつくるには、安くて豊富な労働力が必要だったことはいまでもありません。その供給源が農村だったのです。食うに困つた貧しい農家の二

人権、この言葉の意味を知っている人は、たいへん多いと思う。人権の尊重ということが法律にもある。しかし、差別というこぼの意味を本当に理解している人はどのくらいいるだろうか。おそらく少ないことであらう。人権と差別の関係は、深いものであるのにおかしな現象である。

辞書には、差別ということばが「ちがいをつけること、区別」と、書かれている。しかし、こ

差別をなくそう

霞ヶ関中二年 植田清美

無意識のうちに犯している最も愚かた、最も許されぬ差別である。中学一年生の時に学んだその差別の実態は、口では言いつくせぬ悲惨なものだった。部落出身というこぼ、結婚もできないし、いくら能力があつても職につけない。苦しさは想像以上のものにちがいない。「部落」という言葉が、何

な状態をよく表わした話に、紡績工場働く女工の姿をとらえた女工哀史(あいにし)があります。参考までに彼女等の状態を簡単に紹介しておきましょう。

明治三十年ごろの女工の労働時間は普通十四時間で、ひどいところは十八時間というのもありました。賃金はこんなに長時間働いても二十銭、三十銭で、食費分として七、八銭差し引かれると、残りはやつと米一升分(当時は米一升が約十五銭ほどでした。麦飯とたくあん、粗末な食事に、鉄格子のついた宿舎は、監獄よりもなおつらい)と女工小唄にうたわれたほどです。

差別は解消されない。人類は進歩した。しかし、太古のように、みんなで協力し平等であった生活は、どこかに置き忘れてきてしまった。進歩することはもちろんよいことだ。しかし、進歩そのものが、人間としての最も大切なものを失わせたとしたら、それは、ほんとうの進歩だろうか。

人権の尊重、この言葉の持つ響きは重い。そして、私達はこれを守りぬいていかなければならない。その道が、いくら険しくても、差別することはいけません。と、すべての人がわか

る。そして、いつもはつきりしていることは差別されている人々には、何の罪もないということだ。人間は生まれながらにして平等である。それにもかかわらず、差別という事実があることは、私達に与えられた道である。それが、今まで、いわれなき差別をしてきた人々の役目だと考える。

差別の悪循環

このように、部落の人々が条件の極めて悪い低賃金労働に甘んじたのは、働きたくても差別のために仕事につくことさえなかなかむずかしかったからです。言い換えれば、どんなに大変でも仕事にありつければよいといったよような状況だったのです。特に明治後期になると、主要な近代産業から締め出される傾向が強くなりました。また学校教育にしても、貧しい

本当の解放を求めて

解放運動のはじまり

解放令によって差別は解消され経済状態も改善されるものと期待した部落の人々の願いは、無残に踏みじられてしまいました。明治十年前後から、明治政府の新政策に失望した人々によって、自由民権運動がはじめられました。部落の人々の中にも、この運動に期待を寄せ、直接運動に参加



ために月謝が払えないという経済的な問題だけではありませんでした。部落は一村一学区の原則からも除外されがちで、本村の分校あるいは支校とされたり部落のこともだけ遠い不便な学校へ通学せよとする差別が、各地で起こりました。

こうしたさまざまな差別から生まれた生活状態の悪さ・教育水準の低さが、部落を社会的低位の状況に追いやり、そのことがまた社会から差別される原因になるといった悪循環を生みました。

する者も現れました。

明治十四年には、自由民権運動に参加した福岡県の部落の人々が中心となって、「復権同盟」をつくりうとする動きが起りました。

結成の趣旨の中で、「国民平等の籍に編入され、当然の市民的権利を享受する自由を与えられたにもかかわらず、現実には新平民という呼び名で差別されている。我々はもちろん一人一人は弱く貧しいけれども、みんな力を合わせて団結すれば、富商家農も恐れることではないのだ」という呼びかけを行って、残念なことに、この会は計画の段階で立ち消えになり、遂に発足までこぎつけられなかったのですが、実質的な解放を求める部落の人々自身の運動のはじまりとして意義深いものです。

明治二十一年には、自由民権運動の一方の旗頭だった中江兆民(ち

ょうみん)が、大坂の東雲(しののめ)新聞紙上で、部落の人々の人権を守るための論陣を張りましたが、これはマスコミによる解放運動という意味で注目されます。

部落改善運動から融和運動へ

明治二十年代の終わり頃から、差別を受ける状況をなくすために部落の人々自身が立ち上がり、物心両面の改善を推し進めようとする動きが起り、各地でいろいろな組織がつけられるようになりました。

その代表的なものに、明治三十五年に組織された備作(びさく)平民会があります。これは岡山県の三好伊平次が中心となって、自分たちの力で部落の完全解放を立ちうとする考えからつくられた全県的な組織でした。

この会の運動方針は、県下の仲間が皆協力して風俗を改善し、自主・独立の基礎を固め、その上で社会に向かって反省をうながすという改良主義的な、消極的なものでした。しかしこのような考えでも、当時は危険思想だということでもかなり強い妨害と圧迫があったといわれていますので、関係者の苦労は並大抵ではなかったと思われれます。

明治三十六年になると、大阪、京都、兵庫、奈良、和歌山、岡山など六府県の有志によって、はじめの全国的組織である大日本同胞融和会がつくられました。この会もやはり、道徳の修養、風俗の

きょう正、教育の奨励、人材の養成などを目的とし、まず自分たちの生活を改めることによって差別を解消しようとした。

このように部落改善運動から出発した解放運動は、その後あまり進みませんでした。これは一つには、この時代の運動が主に部落の中の豊かな人々を中心としたもので、広く部落大衆を含めた運動にならなかったためです。また一つには、政府の改善政策に利用され、しだいに自主性を失った融和運動(政府が宣伝する「部落の人々が差別されるのは、貧乏で、言葉使いや動作が荒く、不衛生だからだ。つまり部落の人々が悪いのだ。だからそういう悪い点をなおしてあげば差別はなくなり、社会の中へ自然に融け込んでいける。」という考えに結びついた運動)の方向へ進んでしまっ、差別の本当の原因をつきとめ、差別と真正面から対決する運動にまで発展しなかつたためです。

ところで、政府が融和政策を進めようとしたねらいは、解放運動がこの頃ようやく盛んになってきた労働運動や社会主義運動と結びついて大きな力になることを食い止めることにあるのです。しかし、部落の人々が真の解放を求め立ち上がる日は、次第に近づいていました。

第一次世界大戦によって、日本の経済はめざましい発展をとげ、

都市の労働者は著しく増加しました。しかし一方では、異常な物価の高騰が、労働者など庶民の生活を圧迫しました。

特に、大正七年の米の値上がりは激しく、そのため同年七月には富山県で米騒動が起りました。そして騒動はあつという間に全国にひろがり、九月になってやっとしずまりましたが、この間、参加者は実に七十万人に達したといわれています。

この事件では、警察の弾圧が、予断と偏見に基づいて部落に集中的に向けられ、多数の検挙者が出ましたが、部落の人々が大衆のエネルギーの大きさに気づいて、自ら立ち上がるきっかけにもなりました。

その頃から大正デモクラシーとよばれる社会主義運動が盛んになり、こうした時代背景の中で、部落民自身の解放運動を進めるための組織「全国水平社」が設立されることになりました。

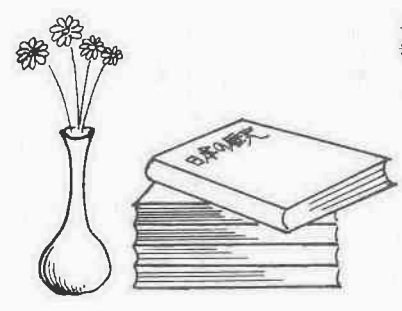
設立運動にあつた中心的な人々は、奈良の駒井喜作、西光万吉、阪本清一郎、米田富、京都の桜田規矩三、南梅吉、東京の平野小剣、福岡の松本治一郎などでした。

大正十一年三月、京都で開かれた全国水平社創立大会では、綱領宣言、決議などが万場一致で採択されましたが、「人の世に熱あるは、人間に光あれ。」で結ばれる宣言は、あまりに有名です。

ここに、差別と真つ向から立ち向かう真の部落解放運動がスタートしたのです。

参考文献

- この歴史シリーズをまとめるにあたって、次の文献を参考にしました。
- もつとくわしくお知りになりたい方は、これらの文献をお読みください。
- ▽「日本の歴史」小学館
- ▽原田伴彦「被差別部落の歴史」朝日新聞社
- ▽渡辺 廣「未解放部落の史的研究」吉川弘文館
- ▽高柳金芳「江戸時代部落民の生活」雄山閣
- ▽工藤俊武「部落問題の見方・考え方」上田市同和对策事業推進委員会
- ▽各自治体等発行の同和問題啓蒙資料



おことわり

記事の中に、「部落」という言葉がたくさん出てきますが、いずれも「被差別部落」の意味です。ご了承ください。

おわり